

第二十一号書式 (昭38蔵令31・全改、平19財令29・一部改正)

某年度何々会計日記簿

年 月 日

借	原簿丁数	原簿科目	原簿丁数	貸

備考

- 1 特別会計に関する法律施行令の規定により作成する日記簿は、この書式による。
- 2 必要に応じて、借方原簿丁数欄を省略し、借方金額の欄を貸方原簿丁数欄及び貸方金額の欄の間に置くことができる。